

インボイス制度に関するセミナー開催

令和 5 年 10 月 1 日より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。令和元年の消費税率引き上げ・軽減税率の導入に続く消費税に関連した制度の創設となります。

インボイス制度導入後には、【取引先が仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスを交付しなければならず】、【インボイスを交付するには適格請求書発行事業者として登録しなければならず】、【適格請求書発行事業者として登録するためには消費税課税事業者とならなければならず】...

本稿を書いても頭に???が浮かぶこの「インボイス制度」について、じっくり学ぶセミナーを8月26日(木)に開催します。

セミナーチラシ・申込用紙を本会報に同封しておりますので、内容をご確認の上、お申込みください。

フォークリフト運転技能講習会開催

毎年恒例となっておりますフォークリフト運転技能講習会（主催：(公社)広島県労働基準協会）を10月25日(月)から10月29日(金)の期間で開催します。

新入社員の方などに資格を取得させたい、資格を取得し業務の拡大をご検討の事業所におかれましては、世羅町内で資格取得が可能な本講習会へ是非ご参加ください。

講習会チラシを本会報に同封しております。

また申込書は商工会 HP からダウンロードできます。

URL: https://marusera.com/2021/07/1624/



災害への備え、今一度

豪雨による水害・土砂災害が毎年のように発生する昨今、大切な事業所やお住まいの損害保険の補償内容は十分なものとなっていますでしょうか？

建物等への損害保険の代表例として火災保険がありますが、火災保険には通常の火災等による損害を補償するものと、火災等に加えて風水害や盗難まで幅広く補償するものがあります。また、保険価額（建物等の評価額）は年数が経過することで減少するものですので、古い契約には補償範囲が狭いものや保険料が実際の建物等の評価額以上の価額で計算されているものがあります。

平成 30 年 7 月豪雨の際に見直しをされた方も多いと思いますが、補償の範囲が現在のリスクに備えられるものとなっているか、保険料が現在の建物等の価値に見合ったものになっているか、今一度、ご確認されてみてはいかがでしょうか？

火災や風水害においては建物等への直接的な被害に止まらず、事業の一時的な休業を余儀なくされることも十分考えられます。商工会では広島県中小企業共済の「火災共済」や提携保険会社と制度設計を行った「商工会のビジネス総合保険」により会員事業者の皆様が抱える様々なリスクへの備えをご提供しています。

この他にも、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画する「事業継続力強化計画」の策定を支援しています。この計画は、事業の円滑な復旧に資するだけでなく、税制・金融支援や各種補助金等で加点評価を受けることができます。

もしもの時への備えの在り方について、一緒に考えてみませんか？

世羅とくとく商品券受領時の経理処理について

今年度は7月4日より実施しております「世羅とくとく商品券」事業。毎年、商品券を使用された際の経理処理については、多くのお問合せをいただいております。

基本となる経理処理は次の通りとなりますので、ご確認ください。

例) 1000 円の商品券を取扱ったとき

①会計時に商品券を使用されたとき

使用している勘定科目で変わります。

現金 1,000 / 売上 1,000
または 商品券 1,000 / 売上 1,000

②使用された商品券を商工会へ提出したとき

未収金 1,000 / 現金 1,000
または 未収金 1,000 / 商品券 1,000

③提出した商品券の換金で普通預金に入金されたとき

普通預金 1,000 / 未収金 1,000

労働保険委託事業所の皆様へ

第 1 期分労働保険料等(労災保険料・雇用保険料・事務手数料)の口座振替日は令和3年7月26日(月)です。6月28日付で納入通知書をお送りしておりますので、ご確認の程、よろしくお願いたします。

労働保険事務組合連合会(労保連)管掌の労災保険

労保連管掌の労働災害保険は、国の労災保険に上乗せして補償する制度で、世羅町商工会でも取り扱いを開始しました。商工会へ労働保険事務を委託しておられる事業所におかれましては、ぜひご利用ください。

労保連労働災害保険のメリット

Table with 2 columns: 一般の事業, 建設の事業. Lists benefits for both types of businesses.

重要 商工会館修繕工事等の入札実施について

下記の内容にて入札を実施します。詳細はお問合せください。

- 入札事業 ①本所 バルコニー改修工事
②本所 1階事務室空調機設置(更新)工事
③世羅西支所 1階男子及び女子トイレ洋式化等工事

仕様書 世羅町商工会本所・世羅西支所窓口
または、商工会ホームページ のいずれかで取得

入札期限 令和3年8月6日(金) 17時
提出場所 世羅町商工会本所または世羅西支所
提出書類 見積書・工事概要(仕様書)・内訳書・明細書
提出方法 厳封の上、「見積書在中」と記載すること

落札条件 入札者の中で、最も安価な者

その他 ①入札及び工事者は、世羅町商工会会員であること
②現地確認は随時可能(平日:8時30分~17時15分)

大丸松坂屋オンラインショッピング事業

全国商工会連合会は、大丸松坂屋百貨店と連携し、オンラインショッピングサイトの特設ページによる販売会を実施します。

本事業はお歳暮ギフトを念頭に、全国の中小・小規模事業者が開発した商品のPR・新たな販路の獲得を目指すものです。全国で100アイテムほどの狭き門になりますが、我こそはと思われる事業者様におかれましては、是非、エントリーをご検討ください。

事業概要

販売期間: 令和3年10月31日(日)~令和3年12月23日(木)
応募資格: 自社で商品を製造・開発・販売している中小・小規模事業者
募集商品: ギフト仕様のセット商品
販売価格が3,240円(送料・税込み)円以上
食品表示法、JAS法等法律上の規定に即している商品
申込期限: 令和3年8月19日(木) ※順次審査のため、前倒し有り
商品選定: バイヤーによる審査

エントリーに際しては、所定のエントリー商品申込書の提出が必要です。詳細は商工会(担当: 濱崎、22-0529)へお問合せください。

## 《ふるさと納税》お礼品協力事業者を募集しています

世羅町では、ふるさと納税制度による寄附の促進と地元特産品等を全国の方へ向けて広告宣伝するため、町外の寄附者へお礼品をお贈りしています。

お礼品協力事業者のメリットは、主に次の3点です。

- ①世羅町ホームページ及びふるさと納税ポータルサイトにお礼品、協力事業者名を掲載（手数料無料）しますので、**全国に向けて広告宣伝**することができます。
- ②お礼品に、協力事業者の皆様が取り扱う特産品等のパンフレット等の販促物を同封することで、**広告宣伝や新たな販路拡大**を図ることが期待されます。
- ③**お礼品配送料は、世羅町が負担**します。

**お礼品を提供いただける事業者の皆様を、随時募集**しております。詳しくは、世羅町HPをご覧ください。下記までお気軽にお問い合わせください。



世羅町HP QRコード

《お問い合わせ先》

世羅町役場 財政課財務係

☎0847-22-1115



## せらはぐからのお知らせ

「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会（愛称：せらはぐ）では、毎年10月に開催しております「ファミリー・フェスタ」に対しまして、皆様より心のこもった協賛品のご提供を賜りましてありがとうございます。

さて、せらはぐでは今年度の実施内容について検討・準備を進めておりますが、諸般の事情を鑑みまして、例年より規模を縮小して開催することといたしました。これに伴いまして、**ファミリー・フェスタへの協賛品のご提供につきましては辞退**させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

ファミリー・フェスタの実施内容の詳細につきましては、引き続き、実行委員会で検討してまいります。例年同様、事業者様のご紹介パネル展示も実施出来ればと考えております。

今後とも「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会～せらはぐ～の活動に、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会～せらはぐ～

事務局：世羅町子育て支援課

☎0847-25-0295

## 補助金・支援金情報＜令和3年7月20日時点＞

経済産業省・中小企業庁では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様を支援するため、様々な補助金制度を制定しており、商工会では各種補助金申請に必要な経営計画・事業計画の策定支援をしています。（当会管内でも毎年、多くの事業者様が補助金を活用した取り組みを実施されています。）

**補助金制度により公募期間等が異なるため、ご相談時期・内容に応じて適切な補助金等制度をご案内いたします。**新たな取り組みをご検討中の事業所におかれましてはお気軽にご相談ください。

事業名	生産性革命推進事業	中小企業等事業再構築促進事業
目的	感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を行う事業者を支援。	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援。
名称 対象要件	<p><b>①ものづくり補助金</b></p> <p>▶新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備等投資</p> <p><b>②持続化補助金</b></p> <p>▶小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組</p> <p><b>③IT導入補助金</b></p> <p>▶ITツール導入による業務効率化等</p> <p>※いずれの補助金も、従来の販路開拓等の取組に加えて、コロナ感染リスクを低減させるための取組も対象となります。</p>	<p><b>□事業再構築補助金</b></p> <p>要件①2020年10月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前(2019年または2020年1月～3月)の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等)</p> <p>②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。</p> <p>③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成</p>
補助率 補助額	<p><b>①ものづくり補助金</b></p> <p>【通常枠】上限1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3</p> <p>【低感染型】上限1,000万円 補助率 2/3</p> <p><b>②持続化補助金</b></p> <p>【通常枠】上限50万円 補助率 2/3</p> <p>【低感染型】上限100万円 補助率 3/4</p> <p><b>③IT導入補助金</b></p> <p>【通常枠】上限30～450万円 補助率 1/2</p> <p>【低感染型】上限30～450万円 補助率 2/3</p> <p>※IT導入補助金は取り組みの内容別に上限が変わります。</p>	<p>中小企業【通常枠】 100万円以上 6,000万円以下 補助率 2/3</p> <p>中小企業【卒業枠】 6,000万円超 1億円以下 補助率 2/3</p> <p>中堅企業【通常枠】 100万円以上 8,000万円以下 補助率 1/2</p> <p>(→4000万円超の部分の補助率は1/3)</p> <p>中堅企業【V字回復】 8,000万円超 1億円以下 補助率 1/2</p> <p>※企業・事業規模により対象となる枠が変わります。</p> <p>※補助金申請額が3000万円を超える場合、事業計画策定時に金融機関の参画が必要です。</p> <p>※緊急事態措置等で特別枠が設けられる場合があります。</p>

ご利用は計画的に・・・補助金は、事業者が主体的に取り組む新たな販路開拓・コロナ対策の事業を実施する際に要する経費を補助するためのものです。補助金を得ること自体が目的とならないようご注意ください。また、多くの補助金において、計画策定に概ね1ヵ月程度を要し、**申請した計画が審査を経て採択されるまでは事業を始めることが出来ませんので、6ヵ月～1年程度先に行う取り組みについての活用**をご検討ください。

## 緊急事態措置に伴う支援金制度

### 国の月次支援金

内容：2021年4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・異動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等へ支援金を支給する。

要件：対象措置に伴う影響を受けていて、2021年の月間売上が2019年又は2020年同月比で50%以上減少していること。

給付額：中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

対象月：**2021年4月から8月（暫定）**

申請：WEBサイトからの申請のみ

備考：対象措置期間とそうでない期間で要件等が変わります。

申請に際しては必要となる書類が多くありますので、ご注意ください。

### 広島県頑張る中小事業者月次支援金

内容：緊急事態措置に伴う、飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の中小事業者等へ支援金を支給する。

要件：緊急事態措置に伴う影響を受けていて、2021年対象月の月間売上が2019年又は2020年同月比30%以上減少していること。

給付額：中小法人 上限20万円/月、個人事業者 上限10万円/月

対象月：**2021年5月・6月**

申請：WEBサイト・書面（郵送）の2種類

備考：①国の月次支援金の受給者も申請可能です。

②減少率が50%以上の場合は、国の月次支援金を受給していること。

③2021年5月12日以降の広島県感染症拡大防止協力支援金の給付対象者は対象外となります。

この他に、『世羅町頑張る飲食事業者応援事業助成金(対象期間：R2.12～R3.1)』、『世羅町頑張る中小事業者応援金(対象期間：R2.12～R3.2)』制度もあります。

※世羅町制度は、同一期間を対象とした広島県の応援金等を受給した事業者は対象外です。詳細は町内折込チラシまたはまるせら.comをご確認ください。